

損害保険会社及び保険代理店に対する個人情報の保護に関する法律 に基づく行政上の対応について

令和 7 年 ● 月 ● 日
個人情報保護委員会

個人情報保護委員会（以下「当委員会」という。）は、令和 7 年 ● 月 ● 日、東京海上日動火災保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社、三井住友海上火災保険株式会社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下これらをまとめて「大手損保 4 社」という。）における個人情報等の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 147 条の規定による指導を行った。

第 1 事実関係

1 これまでの経緯等

本件は、令和 6 年 4 月、損害保険会社¹である東京海上日動火災保険株式会社の従業者が、損害保険代理店²（以下「保険代理店」という。）のうち 1 社から受信したメールに、他の損害保険会社が契約した保険契約者に関する個人データが含まれていることを指摘したことにより発覚した事案である。その後、他の損害保険会社においても調査が行われる中、損害保険ジャパン株式会社において、保険代理店に出向した従業者が、同社に対し、他の損害保険会社と契約した保険契約者に関する個人データを提供していた事実が発覚した。

これらを含む複数の損害保険会社の調査結果を受け、金融庁は、大手損保 4 社に対し、保険業法第 128 条第 1 項及び個人情報保護法第 146 条第 1 項の規定による報告等の求めを発出し、大手損保 4 社は、金融庁に対し報告を行った（以下「各社報告」という。）。

その後、金融庁は、令和 7 年 3 月 24 日、大手損保 4 社に対し、保険業法第 132 条第 1 項の規定により業務改善命令を発出し、公表した（以下、金融庁から公表された令和 7 年 3 月 24 日付け資料「東京海上日動火災保険株式会社に対する行政処分について」「損害保険ジャパン株式会社に対する行政処分について」「三井住友海上火災保険株式会社に対する行政処分について」及び「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社に対する行政処分について」をまとめて、「金融庁資料」という。）。

当委員会は、個人情報保護法第 150 条第 2 項の規定により、金融庁から、各社報告の

¹ 保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 2 条第 4 項

² 保険業法第 2 条第 21 項

結果について報告を受け、事実関係を整理し、個人情報保護法上の問題点について検討してきた。

2 事案概要

金融庁資料及び各社報告によれば、把握された事案の類型は、大きく以下の2つに分けられる。

(1) 代理店事案

代理店事案とは、複数の損害保険会社の保険商品を取り扱う一部の保険代理店³が、損害保険会社から保険契約の締結等の業務を委託されることに伴って取扱いを委託されていた、保険契約者の個人データ（契約者氏名、証券番号、保険料、契約した損害保険会社名等）を、本人の同意なく、他の損害保険会社に提供等した事案である。

保険代理店は、損害保険会社から委託された保険契約の締結等の業務上、保険契約者の個人データを当該保険契約の相手方である損害保険会社にのみ送信する必要がある。しかしながら、各社報告によれば、保険代理店は、損害保険会社ごとに個人データを分けることなく、複数の損害保険会社の保険契約者の個人データが記録された状態のファイルを、メールの宛先又はCCに複数の損害保険会社の従業員を含めて一斉に送信する等の方法で、提供していた。そして、これにより、各損害保険会社は、他の損害保険会社の保険契約者に関する個人データを取得していた。

このような保険代理店による個人データの不適切な提供は、保険契約の締結の際⁴や、保険契約の満期到来前に契約の更新漏れを防止するための連絡の際等に行われていた。

(2) 出向者事案

出向者事案は、損害保険会社から保険代理店に出向している従業員が、出向先の保険代理店（以下「出向先保険代理店」という。）が管理する、他の損害保険会社の保険契約者に関する個人データ等（契約者氏名、証券番号、保険料、契約した損害保険会社名、保険期間等）を、出向先保険代理店に無断で、かつ、本人の同意を得ることなく、出向元の損害保険会社（以下「出向元損害保険会社」という。）に対し、メール等により送付していたという事案である。これにより、出向元損害保険会社は、他の損害保険会社の保険契約者に関する個人データ等を取得していた。

³ 複数の損害保険会社の保険商品を取り扱う保険代理店を、いわゆる乗合代理店という。代理店事案は、乗合代理店のうち、主に自動車販売業を営む代理店において発生し、東京海上日動火災保険株式会社は401代理店、損害保険ジャパン株式会社は383代理店、三井住友海上火災保険株式会社は319代理店、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社は168代理店において問題となった。

⁴ 保険契約の手續に不備がある場合に不備を解消する等の目的

3 大手損保4社における発生事態の内訳

金融庁が報告徴収を行った大手損保4社について、影響した本人数と、開始時期の内訳は、下表のとおりである。

損害保険会社名	代理店事案 ※1	出向者事案 ※2
東京海上日動火災保険 株式会社	1,004,861人	83,546人
	遅くとも平成26年度から	遅くとも平成26年度から
損害保険ジャパン株式会社	799,331人	132,448人
	遅くとも平成26年度から	遅くとも平成26年度から
三井住友海上火災保険 株式会社	319,915人	11,831人
	遅くとも平成26年度から	遅くとも平成28年度から
あいおいニッセイ同和 損害保険株式会社	221,144人	39,290人
	遅くとも平成26年度から	遅くとも平成31年度から

※1：当該損害保険会社の保険契約者の個人データで、他社に提供されたものに係る本人数

※2：他の損害保険会社の保険契約者の個人データで、当該損害保険会社の出向者から同社に提供されたものに係る本人数

4 各事案に関係する保険代理店の種類

各社報告によれば、代理店事案に関与した保険代理店は、自動車販売業を営む事業者によるものが大部分を占める。他方、出向者事案は、損害保険会社によって異なるが、自動車販売業を営む事業者、金融機関等の様々な種類の保険代理店において確認された。

第2 事案の背景及び原因

1 代理店事案

(1) 不適切な提供等を行った主な理由

金融庁資料によれば、損害保険会社は、より多くの保険契約の獲得を目指す観点から、多数の見込み客を有するディーラー等（ディーラーや中古車販売業を兼業する保険代理店）と代理店委託契約を締結しており、その結果、ディーラー等は複数の損害保険会社の乗合代理店となっている。このような状況の下、乗り合っている損害保険会社とディーラー等の間において、他の損害保険会社の保険契約者の個人データを含め、ディーラー等における保険販売状況のデータが、当該代理店に乗り合っている損害保険会社に対し、共有される慣習が存在した。

(2) 長期間発覚に至らなかった理由

各社報告によれば、代理店事案が長期間にわたり継続されてきたことは、個人情報保護法の理解不足又は規律の誤認⁵が理由であったとされている。

また、一部には、複数の損害保険会社の個人データが一括で送付されることについて、「損害保険会社ごとに個人データを分けるべきではないか。」と疑問を持つ従業員もいたが、各社とも長期間にわたって行っており、組織として法令上の問題意識を持つに至らなかったため、是正につながらなかったという経緯も確認された。

2 出向者事案

(1) 不適切な提供等を行った主な理由

金融庁資料において、①損害保険会社は、社員の人材育成やセカンドキャリアの形成を目的として、保険代理店に対する出向を推進してきたこと、②近年では、乗合代理店の業務品質の向上や自社の保険商品の優先的な販売を期待して、出向による保険代理店との関係強化を推進してきたこと、③こうした経営戦略の下で、出向者は、出向元部署により人事評価が行われ、損害保険会社の業績への貢献を求められる場合があったこと等の事実関係が認められている。そして、出向者の中には、保険料収入の拡大のため、他社保険契約に係る情報や代理店内におけるシェアに関する情報の提供等により、少しでも自社の保険契約獲得に貢献することができれば、出向元から高い評価を受けられるかもしれないとの期待感を持つ者も少なからずいたものと推察されている。

(2) 長期間発覚に至らなかった理由

各社報告によれば、出向者事案が長期間にわたり継続されてきた理由の大半は、出向者及び出向元損害保険会社における個人情報保護法の理解不足⁶であったものと認められる。

また、出向者の一部には、「前任出向者からの引継事項として継続したが、本来やってはいけないのではないかと疑問を持った。」「他の損害保険会社の個人データを授受することは不適切であると認識していたが、出向元からの要請もあったため、出向元に情報を伝えることが自身の責務であると感じていた。」との認識を持つ者もいたが、長年継続されてきたことである等の理由から、是正につながらなかったという

⁵ 各社報告には、本件事態が長期間継続された理由として、「長年行われてきたことであり、これまで指摘が無かったことから、深く考えたことがなかった。」「損害保険会社と保険代理店の間には守秘義務があるので問題ないと思っていた。」「プライバシーポリシーで定められていると思った。」等と記載されており、各社における個人情報保護法の理解不足又は規律の誤認がうかがわれる。

⁶ 各社報告によれば、出向者及び受け手の損害保険会社側双方の担当者の大半が「問題意識はなかった。」と回答し、そのうちの大部分が「個人情報保護法の規律に抵触しないと誤解していた。」と回答した。

経緯が確認された。

第3 個人情報保護法上の問題点について

1 代理店事案について

(1) 保険代理店：第三者提供の制限（個人情報保護法第27条第1項）違反

個人情報保護法第27条第1項は、「個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない」と規定する。

前記第1の2(1)のとおり、本件において、保険代理店は、各損害保険会社から取扱いの委託を受けていた保険契約者の個人データについて、損害保険会社ごとにファイルを分けることなく、複数の損害保険会社の保険契約者の個人データが記録されたファイルを、メールの宛先又はCCに複数の損害保険会社の従業員を含めて一斉に送信する等の方法により、損害保険会社に対し、他の損害保険会社を取り扱う保険契約者に関する個人データを提供していた。

そして、保険代理店は、損害保険会社に対し、他の損害保険会社の保険契約に関する個人データを提供するに当たり、本人から同意を取得していなかった。

したがって、保険代理店によるかかる個人データの提供は、個人情報保護法第27条第1項の規定に違反する。

(2) 損害保険会社：適正取得（個人情報保護法第20条第1項）違反

ア 個人情報保護法第20条第1項は、「個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない」と規定する。ここで「不正の手段」には、「偽り」のほかにも、不適法な又は適正性を欠く方法や手続も含まれるところ、法令に違反しないとしても、関係法令の制度趣旨や公序良俗に反している等、社会通念上、適正と認められない行為である場合には、「偽りその他不正の手段」による個人情報の取得となる。

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（以下「ガイドライン」という。）3-3-1では、【個人情報取扱事業者が不正の手段により個人情報を取得している事例】として、「法第27条第1項に規定する第三者提供制限違反がされようとしていることを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、個人情報を取得する場合」を挙げている（事例5）。

イ この点、本件において、保険代理店は、前記第1の2(1)のとおり、保険契約者の個人データを、契約する損害保険会社ごとに分けることなく、複数の損害保険会社の保険契約者が混在した状態で、複数の損害保険会社に対し一斉にメール送信を行う等の方法で、長年にわたり、個人データの第三者提供を行ってきた。

この事象を各損害保険会社側から見た場合、次の2つの事象が、長年の慣習により一斉メール送信等の方法で同時に行われ続けてきたものといえる。

事象①：自社が取り扱う個人データが、本人の同意なく、保険代理店を通じて他社に提供された。

事象②：他社が取り扱う個人データを、本人の同意なく取得した。

各損害保険会社は、①のように、自社が取り扱う保険契約者の個人データを、本人の同意を得ないまま、個人データの取扱い委託先である保険代理店を通じて、他の損害保険会社に提供し続けてきたわけであるから、長年継続されてきた慣習の下で、②のように他の損害保険会社の保険契約者の個人データが、自社に提供される点についても、①と同様、保険契約者本人の同意を得ずに提供されていること、すなわち、個人情報保護法第27条第1項に規定する第三者提供制限違反がされようとしていることを知り又は少なくとも容易に知ることができる状況にあったものといえる。

それにもかかわらず、各損害保険会社は、保険代理店から、保険契約者に関する個人情報を取得した。

ウ したがって、代理店事案において、各損害保険会社が、他の損害保険会社の保険契約者に関する個人情報を、保険代理店から取得した行為は、少なくとも社会通念上、適正と認められないもの、すなわち不正の手段による個人情報の取得であり、個人情報保護法第20条第1項の規定に違反する。

(3) 損害保険会社：安全管理措置（個人情報保護法第23条）及び委託先の監督（個人情報保護法第25条）の不備

ア 組織的安全管理措置

前記(2)のとおり、各損害保険会社が、他の損害保険会社の保険契約者に関する個人情報を取得した点については、個人情報保護法第20条第1項の規定違反が問題となる一方、各損害保険会社の取り扱う保険契約者の個人データが、保険代理店を通じて、他の損害保険会社に提供された点については、当該個人データを取り扱っている損害保険会社の安全管理措置（個人情報保護法第23条）及び委託先の監督（個人情報保護法第25条）が問題となる。

この点、金融庁資料によれば、大手損保4社において、以下のような組織的な問題点があったことが指摘されている。

・営業部門（第1線）

情報の取扱いについて、定期的な研修を実施していたが、営業部店等におい

ては、業務実態に即した情報管理の在り方に関する理解が十分ではなかったため、情報管理に関するリスクに対して必要な対応を行う態勢となっていなかった。

・ **コンプライアンス部門・リスク管理部門（第2線）**

営業部店等の業務実態に即したリスクの把握・管理の状況をモニタリングし、牽制することが十分にできていなかった。また、第2線は、第1線の報告を基に情報管理に関する対応を講ずるにとどまっており、独立したリスクの特定・評価を十分に行う態勢となっていなかったため、本件の発生を予防することができなかった。

・ **内部監査部門（第3線）**

情報共有の在り方を含む損害保険会社と保険代理店との関係について、問題認識が不足していたため、代理店事案で確認された情報の取扱いに係るリスクや出向者事案で確認された保険代理店への出向に係るリスクについて、十分な検討を行い対応する態勢となっていなかった。

これらの事実関係からすると、大手損保4社においては、個人データの取扱いについて、営業部店等の現場任せにされている部分があり、会社全体として個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるための、責任の明確化等の組織体制の整備が十分ではなく、また、特に、営業部店等における個人データの取扱状況を把握するための監査等の内容は、業務の実態及び個人データの安全管理上のリスクに応じたものではなく不十分であり、結果として、長期間、個人情報保護法の規定に違反する状態が見過ごされ、不適切な個人データの取扱いが継続されてきたものと考えられる。

以上から、大手損保4社においては、安全管理措置を講ずるための組織体制の整備（ガイドライン10-3(1)）並びに個人データの取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し（ガイドライン10-3(5)）に問題があり、組織的安全管理措置の不備が認められる。

イ 人的安全管理措置

各社報告によれば、本件で問題となる業務に従事していた各損害保険会社の大部分の営業担当者は、保険代理店を通じた他の損害保険会社に対する個人データの提供について、法令等に抵触すると考えられる行為又は法令等の趣旨に照らして不適切な行為に該当するおそれがあることを認識しておらず、問題意識を持つこともなかった。また、前記第2の1(2)のとおり、一部には、かかる個人データの提供について疑問を持つ従業員もいたが、各社とも長期間にわたって行っている

中で、組織として法令上の問題意識を持つに至らなかったため、是正にはつながらなかった。

これらの事情からすると、大手損保4社の少なくとも本件に係る営業部店等においては、個人情報の保護に関する意識が低く、自社が取り扱う保険契約者に関する個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置についての認識や理解も、著しく不十分な状態であったというほかない。金融庁資料によれば、大手損保4社においては、情報管理に関する定期的な研修が実施されていたとのことであるが、長年の慣習により行われてきた保険契約者に関する個人データの取扱いが、個人情報保護法の規定に違反する行為であると気付き是正する程度には至っておらず、研修内容の十分性に疑問を呈さざるを得ない。

したがって、大手損保4社においては、少なくとも営業部門の従業員に対し、個人情報保護法上の規定や個人データの取扱いに関する規程等の周知徹底が不十分であり、人的安全管理措置（ガイドライン10-4）にも不備が認められる。

ウ 委託先の監督について

個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない（個人情報保護法第25条）。

損害保険会社は、保険代理店に対し保険契約者の個人データの取扱いを委託するのであれば、①適切な委託先を選定すること、②委託契約に当該個人データの取扱いに関する、必要かつ適切な安全管理措置として、委託元、委託先双方が同意した内容とともに、委託先における委託された個人データの取扱状況を委託元が合理的に把握することを盛り込むこと、③定期的に監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上で、委託の内容等の見直しを検討すること等の観点から、委託先に対する必要かつ適切な監督を行う必要がある（ガイドライン3-4-4）。

この点、本件では、保険代理店により、保険契約者の個人データが、契約する損害保険会社ごとに分けることなく、複数の損害保険会社に対し一斉にメール送信を行う等の方法で、長年にわたり、本人同意のない第三者提供が行われ続け、損害保険会社は、本件発覚に至るまで、かかる第三者提供を止めることはなかった。委託元である損害保険会社は、このような保険代理店による個人データの提供を放置するのではなく、本来であれば、委託の内容等の見直し、定期的な監査等を実施し、保険契約者に関する個人データが適切に取り扱われるよう、保険代理店に対して監督を実施するべきであった。

エ 小括

よって、大手損保4社における個人データの取扱いは、個人情報保護法第23条及び第25条の規定に違反する。

2 出向者事案について

(1) 保険代理店：安全管理措置（個人情報保護法第23条）の不備

ア 金融庁資料、各社報告等によれば、出向者事案は、保険代理店が組織として意図的に個人データを提供したのではなく、出向者個人が、保険代理店の了承を得ず、出向元損害保険会社に対し、保険代理店が管理する他の損害保険会社の保険契約者等に関する個人データを送付したものと認められる。

したがって、代理店事案と異なり、保険代理店について、個人情報保護法第27条第1項の規定違反は問題とはならない。

イ 他方、出向者事案において損害保険会社に流出した個人データは、保険代理店が意図的に提供したのではないから⁷、保険代理店にとっては、個人データの漏えいに該当する。

ウ 保険代理店において、かかる個人データの漏えいを招いた点については、前記第2の2の背景や理由からすると、出向元損害保険会社の責任が大きいといえる。しかしながら、かかる漏えいは、長年にわたり生じてきたものであるところ、保険代理店においても、個人データの取扱状況を把握するための監査及び点検の内容が十分でなく、組織的安全管理措置の不備があったものと考えられる。また、出向者も個人情報保護法上の従業者と認められるから、保険代理店においては、従業者に対する個人データの適正な取扱いについての周知徹底や適切な教育が不十分であり、人的安全管理措置の不備があったものと考えられる。

(2) 損害保険会社：適正取得（個人情報保護法第20条第1項）違反

ア ガイドライン3-3-1において、【個人情報取扱事業者が不正の手段により個人情報を取得している事例】として、「不正の手段で個人情報が取得されたことを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、当該個人情報を取得する場合」を挙げている（事例6）。

イ この点、金融庁資料によれば、前記第2の2(1)のとおり、出向者は、出向元部署により人事評価が行われ、損害保険会社の業績への貢献を求められる場合があったことが認められており、出向者の中には、保険料収入の拡大のため、他社保険契約に係る情報や代理店内におけるシェアに関する情報の提供等により、少しでも

⁷ ガイドライン3-5-1-2には、個人情報取扱事業者が自らの意図に基づき個人データを第三者に提供する場合は、漏えいに該当しないと記載されている。

自社の保険契約獲得に貢献することができれば、出向元から高い評価を受けられるかもしれないとの期待感を持つ者が少なからずいたものと推察されている。そして、このようなことを背景に、出向者の一部には、保険代理店に無断、かつ発見されにくい方法等で、長年にわたり顧客情報を出向元損害保険会社に共有してきた者がいたことが認められている。

また、出向者や出向元損害保険会社の従業者の一部には、業績への貢献を目的として、不適切と認識しながら個人情報が含まれる情報の共有を行っている者がいたことも認められている。

以上の事実関係を考慮すると、少なくとも一部の出向者は、出向元損害保険会社に共有する目的で、保険代理店から、保険契約者等に関する個人情報を、個人情報保護法上不正に持ち出したものといえるところ、出向元損害保険会社においても、少なくとも一部は、当該持ち出し行為により得られた情報であることを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、出向者から当該個人情報を取得したものといえる。

ウ したがって、損害保険会社による当該取得は、少なくとも社会通念上、適正とは認められないもの、すなわち不正の手段による取得に当たり、個人情報保護法第 20 条第 1 項の規定に違反する。

(3) 損害保険会社：安全管理措置（個人情報保護法第 23 条）及び委託先の監督（個人情報保護法第 25 条）の不備

ア 前記(2)のとおり、各損害保険会社が、自社の出向者を通じて他の損害保険会社の保険契約者に関する個人情報を取得した点については、個人情報保護法第 20 条第 1 項の規定違反が問題となる一方、出向者事案においても、各損害保険会社の取り扱う保険契約者の個人データが、他の損害保険会社の出向者を通じて、他の損害保険会社に提供された点については、当該個人データを取り扱っている損害保険会社における安全管理措置（個人情報保護法第 23 条）及び委託先の監督（個人情報保護法第 25 条）が問題となる。

イ この点、金融庁資料によれば、出向者事案についても、損害保険会社において、安全管理措置を講ずるための組織体制の整備及び個人データの取扱状況を把握するための監査及び点検の内容が不十分であったこと、並びに個人データの適正な取扱いの周知徹底や適切な教育が不十分であったことは代理店事案と同様と考えられるから、組織的安全管理措置及び人的安全管理措置の不備が認められる。

ウ また、出向元損害保険会社においては、少なくとも自社の一部の出向者により、保険代理店の了承を得ずに他社の保険契約者に関する個人情報が送付される事象が発生していたところでもあり、自社が保険代理店に委託している個人データの

取扱いの状況について、委託先である保険代理店において、漏えい等の事象が存在していないかを確認し、必要に応じて委託の内容等を見直し、定期的な監査等を実施する等、保険契約者の個人データが適切に取り扱われるよう、保険代理店に対して監督を実施するべきであった。

エ したがって、出向者事案についても、大手損保4社における個人データの取扱いは、個人情報保護法第23条及び第25条の規定に違反する。

第4 当委員会の対応について

1 大手損保4社に対する指導及び報告等の求め並びに保険代理店に対する注意喚起

以上の検討のとおり、本件は、損害保険業界における営業に関する業務の都合が優先された結果、個人情報の本人である保険契約者の権利利益の保護という点が長期間にわたり置き去りにされ、個人情報保護法の規定に違反する取扱いが反復継続された事案である。

したがって、大手損保4社に対しては、個人情報保護法第147条の規定により、次の事項について指導を行い、同法第146条第1項の規定により令和7年5月30日（金）までに再発防止策の実施状況等について報告等を求めることとする。

- ・ 偽りその他不正の手段により個人情報を取得しないよう、定期的に監査を行う等して個人情報の取扱状況を適切に把握するとともに、定期的な研修及び教育の実施を通じて、従業者に、個人情報の適正な取扱いを周知徹底すること。
- ・ 個人情報保護法第23条及びガイドラインに従い、貴社が取り扱う個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずること。
- ・ 保険代理店等に個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、個人情報保護法第25条及びガイドラインに従い、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

また、保険代理店に対しては、対象となる個人情報取扱事業者が多岐にわたるため、当委員会ホームページにおいて留意事項を掲載し、注意喚起を行う。

2 公表について

損害保険は、国民生活の安定や国民経済の健全な発展に不可欠な経済的補償機能を提供するものであり、損害保険会社は、こうした機能を適切かつ安定的に発揮する極めて重要な社会的役割を担っている。本件は、大手損保4社を含む複数の損害保険会社において、長期間にわたり、個人情報保護法の規定に違反する行為が反復継続して行われてきた事案であり、影響を受ける本人数も多数であることから、法令違反の重大性が大きいといえる。また、本件では、自動車保険等の多くの国民が利用する損害保険が問題

となっているところ、その中で大手損保4社は大きなマーケットシェアを占める。
このような事情等を考慮し、本件については、本資料のとおり公表する。

以 上